

記載要領

[危険物製造所等設置許可申請書記載要領]

1. 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
2. 申請日（申請書提出日）を記入する。
3. 「申請者」欄は、原則として危険物施設を設置しようとする者の住所、氏名を記入する。
申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。申請手続きを代理人が行う場合は、委任状を添付する。
4. 「設置者」欄は、申請者と同一者名を記入する。
5. 「設置場所」欄は、危険物施設を設置する所在地を記入する。
6. 「設置場所の地域別」欄は、都市計画図等により確認し、記入する。
7. 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
8. 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
9. 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、次により記入する。
 - a 法別表に掲げる類、品名を記入する。
 - b 最大数量は、貯蔵し、取り扱う危険物の最大数量を記入する。
 - c 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物のすべてを記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
 - d 移動タンク貯蔵所で混載として申請する場合は、次の例により別紙に記入する。

(例)

類別	品名	最大数量 (ℓ)	指定数量の倍数
第4類	第1石油類 (ガソリン)	8,000	40
〃	第2石油類 (灯油又は軽油)	8,000	8
〃	第1石油類 (ガソリン)	6,000	32
	第2石油類 (灯油又は軽油)	2,000	
〃	第1石油類 (ガソリン)	4,000	24
	第2石油類 (灯油又は軽油)	4,000	

10. 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該製造所等に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。
- (例) a 階層設置のボイラーの一般取扱所の場合
令第19条第2項(規則第28条の57第2項)
- b 一面開放で上階のある屋内給油取扱所の場合
令第17条第2項(規則第25条の9及び規則第25条の10)
- c 平家建で高層以外の特定屋内貯蔵所で、高引火点危険物のみを貯蔵する場合
令第10条第1項、第4項、第5項(規則第16条の2の6第2項)
11. 「位置、構造、設備の概要」欄は、危険物施設の形態を簡記する。
12. 「危険物の貯蔵又は取扱方法の概要」欄は、概要を簡記する他、次の事項を記入する。
- a 販売取扱所で配合を行う場合はその旨
- b 給油取扱所又は詰替えの一般取扱所で容量4,000リットル以下の移動タンク貯蔵所等に注油を行う場合はその旨
13. 「着工予定期日」、「完成予定期日」欄は、「許可後即日」及び「着工後何日」等と記入する。
14. 「その他必要な事項」欄は、次の事項を記入する。
- a 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その旨(「危険物の品名」欄に例えば「ガソリン」と記入されているなど明らかな場合は除く。)
- b 屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所にあつては、危険物の受入種別(例えば「タンカーからの受け入れ」、「製造施設から受け入れ」等と記入する。)及び供給先施設における危険物の1日の取扱数量。
- c 移動タンク貯蔵所にあつては、車種及び常置場所に空車で置く旨。
- d 給油取扱所にあつては、元売会社名、注入口の型式等。